



2020年11月27日

各 位

会社名株式会社ディア・ライフ  
代表者名代表取締役社長 阿部 幸広  
(コード番号：3245 東証第1部)  
問合せ先 取締役コーポレートストラテジーユニット長 秋田誠二郎  
電話番号 0 3 - 5 2 1 0 - 3 7 2 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2020年12月23日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第41条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第10条(自己の株式の取得)を削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第9条 (省略)	第1条～第9条 (変更なし)
<u>(自己の株式の取得)</u>	
第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(削除)
第11条～第41条 (省略)	第10条～第40条 (変更なし)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。



<p>(剰余金の配当等の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を<u>することができる。</u></p> <p>第44条 (省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とし、<u>中間配当の基準日は毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第43条 (変更なし)</p>
---	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2020年12月23日
定款変更の効力発生日(予定)	2020年12月23日

以上